

持ち歩いても大丈夫！ マイナンバーカードは安全です

おもて



なりすましはできません

顔写真入りのため、
対面での悪用は困難。

マイナンバーを
見られても悪用は困難

マイナンバーを利用する
には、顔写真付き身分証
明書などでの本人確認が
あるため、悪用は困難。

電子証明書を使うた
め、オンラインの利用
にはマイナンバーは使
われません

プライバシー性の高い
個人情報は入っていま
せん



ICチップ部分には、
税や年金などの個人情報は記録されません。

うら

紛失・盗難の場合は…

24時間365日体制で一時利用停止可能です。
マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178）までお電話を！

南あわじ Style
旨
5,000円で
6,500円分
ご利用いただけます!!
最小購入額:5,000円(6,500円) 購入上限:30,000円(39,000円)

令和3年度
おいしく応援! **みな得グルメ券**

南あわじ市では、市民や観光客が登録された飲食店等での
み利用できるデジタル地域振興券を発行・販売しています。
※詳しくは二次元コードからホームページをご覧ください

購入期間 令和3年**9月21日**(火) > 売り切れるまで

利用期間 令和3年**10月1日**(金) > 令和4年**1月7日**(金)

コールセンター: **0120-659723**

9:00~18:00 (土日祝日を含む、年末年始(12月29日~1月3日)を除く)

<https://minamiawaji.ticket-dx.jp/>



新婚世帯の生活を応援します！

●結婚新生活支援補助

市では、新婚世帯が新生活をスタートするにあたり
要した費用の補助を行っています。

補助対象経費

住宅取得費、賃貸住宅の賃借に要した敷金、礼金、
仲介手数料(家賃を除く)、引越費用

補助金額 上限 30万円

交付要件

- ・今年度に婚姻届を受理された夫婦
- ・夫婦ともに婚姻日において39歳以下
- ・世帯の合計所得額が400万円未満
- ・市税を滞納していないこと

※詳しくは市ホームページをご覧ください

関ふるさと創生課 ☎ 43-5205



●新婚世帯への家賃補助

市では、若者の市内への定住や民間賃貸住宅の活用
を図るため、新婚世帯への家賃補助を行っています。

補助金額 月額上限 1万円(交付は最大36カ月間)

交付要件

- ・婚姻届出日より4年以内の申請
- ・夫婦の満年齢の合計が80歳未満
- ・婚姻届出日の前1年以内、後4年以内に市内の民間賃貸住宅と契約を締結していること
- ・市税・家賃を滞納していないこと
- ・世帯の合計収入額が600万円以下または合計所得額が426万円以下

※詳しくは市ホームページをご覧ください

関ふるさと創生課 ☎ 43-5205

